

田麦年貢三分一徴収と荒田対策

——豊臣政権末期の動向をめぐって——

三 鬼 清 一 郎

はじめに

1. 田麦年貢三分一徴収の指令
 2. 田麦年貢三分一徴収の撤回
 3. 法令の適用範囲と施行方法
 4. 地代形態の租税——給人知行権否定の方向——
 5. 荒田没収令の目的
- むすびにかえて

はじめに

豊臣政権の権力構造＝知行形態の変化の様相を指標として、その展開過程を概観すれば、はじめは織田政権の奉行人的立場から出発し、天正初年の近江長浜の領有以降、石高表示の知行宛行状・寺社領寄進状にみられるように、石高制の原型を胚胎させながら成長をとげ、事実上の太閤検地とみなしうる播磨検地とその知行割によって、領域的支配権を確立した。天正10年代には、大坂城築城などを契機に畿内を掌握し、全国的権力への脱皮がはかられ、諸大名に対する軍役・普請役の賦課や領国内蔵入地の設定・大名知行権への干与などを通じて支配を深め、関白就任によって身分制秩序の頂点にのぼり、太閤検地の進展のなかで朝鮮出兵の準備がすすめられた。そして、四国・九州・関東・東北へと征服地域を拡大し、そのつど新たな知行割替を実施して権力構成を質的に高め、その間にキリシタン禁令・刀狩令・海賊禁止令、人掃令、身分法令など重要な法令を次々と発布した。天正末年に秀吉が発した知行宛行状に軍役人数を明記したものがあるが、そのすべてが知行石高100石に対して軍役人数5人＝本役を原則としていることから明かなように、この時期には石高制を基礎とした統一的知行体系を確立させており、それは、天正20年の朝鮮出兵の際の軍役体系が、外様大名をも含めた全領主階級を包摂し、最初に朝鮮へ渡海した西国大名については、九州大名が5人役＝本役、中国・四国大名が4人役というように、極めて整然とした内容をもっていることに端的に示されている。また基礎構造の面では、島津氏領国に対する検地を最後にして、太閤検地がほぼ全国的に施行され、生産物地代収取を基本とする石高制の原則が確立されており、文禄3年の検地条目のうちに、その最も完備された姿がうかがわれる。要するに豊臣政権は、わが国における封建的進化の過程において、世界的にも極めて特殊とされる幕藩体制社会を成立させ、封建的土地所有の原則のもとで、小農民経営を生産力的な

基礎とする権力を創出させたことにより、封建国家としての本質を最もよく備えた政権であり、その権力構成は、内部に大名領主権・給人知行権の一定の自立性を含みながらも、全領主階級を統一的封建的知行体系のもとに包括し、戦国大名下における在地領主制の原理を否定したところに、劃期的な意義を有するのである。^①

しかしながら、豊臣政権の末期には、文禄4年の秀次事件を契機に、専制体制が一層強化されるのであるが、そのなかで、石高制の原理に矛盾し、封建国家の本質と異った発展方向をたどる兆候も見出されるのである。秀次政権の本質は、豊臣政権という、いわば単一の封建国家内部における二つの王権の存在であり、家臣の側からみれば、いわゆる「二重の封臣関係」の存在を原理的に許容するものであるから、石高制にもとづく封建的知行体系と全く矛盾するものと考えられる^②。秀次の悲劇は、当然に起りうべき事柄だったのではあるが、このような空前の領主的危機を、封建的知行体系の原則にもとずいて暴力的に克服することに成功した豊臣政権は、同時にその内部に、みずからの立脚基盤をも否定する方向に発展する芽を有していたのである。ただ、このような方向は挫折するのであり、そのことによって封建国家としての本質は最後まで維持されたということも強調しておかねばならない。このことのもつ意味を考えることは、幕藩制国家の成立とその性格を理解するうえで、一つの論点となりうるであろう。具体的にいえば、慶長2年に秀吉が発布した田麦年貢三分一徴収の指令と、それをすぐに撤回せざるをえなかったという事情のうちに、問題が秘められているように思われる。本稿は、この点に関する史実を検討することを通じて、近時の幕藩制国家論が提起している諸問題に対して、ささやかなアプローチを試みることを意図している。

① この内容については、1970年11月21日の日本史研究会大会（於・京都大学）において、「豊臣政権の知行体系」と題して報告した。（「日本史研究」118号掲載予定）

② 詳しくは別稿によるが、従来この問題は、政権内部における、いわゆる文治派・武断派の対立という権力闘争の側面からとりあげられて来たように思われる。なお、朝尾直弘氏「豊臣政権論」（岩波講座日本歴史・近世1所収）では、太閤と関白との権力関係の問題として、すぐれた指摘がなされている。

1. 田麦年貢三分一徴収の指令

慶長2年4月12日に発せられたこの法令は、田方の裏作として栽培された麦に限って、その収穫量の3分の1を年貢として徴収すべきことを命じたもので、前田玄以が山城国の寺社に対して出したものがよく知られている。

「急度申上、在々麦年貢之事、田方分三分一納所可被申付上旨被仰出上条、当寺領分被遂内檢、帳を作、則在所二可被納置上、右帳面ニ若麦田を隠置上ハ、給人可為越度上旨上間、可被入御念上、恐々謹言

徳善院

卯月十二日

玄以（花押）

松尾

社家中

この文書^①とほぼ同一の文面のものが、同じく前田玄以から、北野社惣中^②・知恩院役者中^③・等持院役者中^④・大徳寺役者中^⑤などにも出されており、醍醐寺三宝院の僧義演は、翌13日に実際にこの書状を受取っている^⑥。

諸国所々麦田年貢、為給人在所ニ可納置之由御触也、今日当郷へも徳善院ヨリ触来り、則書状在之

この前田玄以が発給した系統とやや異なるものとしては、秀吉の五奉行のうち、浅野長政を除いた4人の奉行が連署して、上坂八右衛門に宛てたものがある。文面の違いは殆んど無いが、書き出しが「為御意急度申入也」となっており、この指令が秀吉の意志にもとずいてなされたものであることを強調している。上坂氏は秀吉から知行を得ている給人であることから、この法令が適用される範囲は、山城の寺社領だけでなく、少くとも畿内近国の給人知行地まで含まれることは明かである。当然のことながら、直轄領にも及んでいることは、この法令の施行細則というべきものを、数日後に石田三成が近江一帯の代官支配地に発布したことからもうかがわれる。

「当なつより、諸国麦年貢田方三分一納可申旨 御意ニ付而、可納やう、又おさむましき田畑覚之事

一、田に麦をまき申分は、其田其田の麦毛のうへにて見および、三分一代官納をき、則其地下にくらへ入、あつけをき可申事、付、升は我等判のます也

一、麦まかぬ田ニハ、いらん申分あるましき事

一、はたけ屋しきニハ、たとい麦まき申分共、いらんあるましく申事

右如此安宅三河ニ申付間、もし此外ひふんなる儀これあらハ、此方へ可申上者也

慶長二年四月廿日

治部少(花押)

あさい郡

上八木村百姓中

この文書^⑦と同種のもは、坂田郡朝妻村・ちくま村・中島村百姓中^⑧や、伊香郡落河村百姓中^⑨などに宛てて出されている。この法令が対象とするのは田方の麦に限られ、畑方や屋敷地の麦年貢は、この法令の対象外のことからであるから、三分一徴収を行ってはならないということ、代官・給人に指示したということ、改めて百姓中に伝達したものである。慶長2年の朝鮮再征はさきの文禄出兵の際に兵糧米の輸送・調達などが十分に行いえず、しばしば食糧の欠乏に悩まされた事情などから考えて、国内の年貢米の大部分は兵糧米として確保し、兵站基地である博多などへ集中され、また諸大名の領国ごとに兵糧米の徴収がはかられたものと思われる。出兵のための陣立書が公布されたのは2月21日付であるが、実際に大量の軍勢が渡海を行ったのは4月中旬頃^⑩と思われる。したがってこの田麦年貢の徴収は、朝鮮再征のための兵糧米不足を補充する目的

で、石高制にもとづく年貢徴収とは異った方法で実施がはかられたもので、あいつぐ年貢諸役の賦課によって、農民の疲弊はほど極限に達し、従来と同じ方法では年貢増徴は殆んど不可能な状況になっていたことは十分に予想される。同年3月7日には五人組(奉公人・侍)十人組(下人)の制を定めて治安の確保につとめ、反乱に対処しようとしている。

徴収した田麦年貢は特定の場所へ集結するのではなく、在所にそのまま貯蔵せよという指示なので、不時の事態に備えるためのものであったと思われるが、文意がやや明確さを欠いているため、代官・給人等はその取扱いに困惑した面もあったとみられる。同年の10月21日に、五奉行のうち浅野長政を除いた4名が連署して、丹波国氷上郡の下代中の問合せに対して解答を送ったものの一節では、「納置^⑧田麦、今時分うり可申^⑨也」と、徴収した田麦年貢の売却を指示している。慶長3年蔵納目録によれば、丹波国は総石高26万石余に対して蔵入地は5万5千石ほどであるが、この史料は蔵入地のものであろう。なぜならば、秀吉の奉行人と下代が直接的に書状を交わすことは、大名領の場合ではありえないことである。したがって、実際に田麦年貢の徴収を実施した事実が明かな史料からは、それが全国の大名領まで含めて適用されたものであるか否かという点を確定することはできない。法令の文面からは、大名領も含めた全国一円に実施をはかったものとみられるが、実際に法令が適用された範囲は、場合によっては蔵入地と寺社領(寺社領は準蔵入地の性格をもつ)に限られ、または畿内近国の弱少の給人知行地に施行されたにすぎないというような事態も、可能性としては十分にありうるからである。とくに豊臣期の法令は、その制定意図・対象・適用範囲・実際の効力などを十分に確定し、現実にとどのように機能したかという点を明かにしなければ、文意の正確な把握は困難であり、そのような作業を行わずに、法令上に記された個々の字句に現代的な語感を投影させて、恣意的な解釈を試みることは危険であろう。のちに詳述するが、ここで問題にしていることは、もしも豊臣政権がこの時期に、大名領をも含めた日本全土に、田麦年貢三分一徴収にみられるような方法で年貢増徴を試み、しかもそれが継続的に実施できるような条件が整っていたとするならば、豊臣政権の末期には、石高制の原則を廃棄し、土地領有制の原則は維持されているとはいえ、封建国家とは異った方向へ発展することを予想させるからである。なぜならば、直轄領・大名領・寺社領等々の知行形態の差異をも超越し、全国一円に収穫高の3分の1を徴収するという田麦年貢は、形態としては地代であるとはいえ、もはや地代の本質から離れて、租税としての性格を有しているからである。

この田麦年貢三分一徴収の指令は、田の裏作麦を直接的な収奪の対象とすることによって年貢増徴を試みたものであり、通常の麦年貢の徴収とは性格が異なることについては前述したが、大名領国内で高率の麦年貢を徴収したことで知られている加藤清正の場合について、若干ふれておきたい。

肥後国衆の検地反対一揆によって佐々成政が領国を没収されたあと、その約半分にあたる19万5千石を秀吉から宛行われ、熊本に居城した清正は、入部に先立って天正16年閏5月6日に、国

中の仕置について7ヶ条の法令を發布しているが、その第3条は次の通りである。^①

一、国中麦年貢之儀、御検地之上を以、三分二召置、三分一ハ百姓ニ可遣以旨被 仰出以、
 雖然、諸百姓迷惑之躰見及以条、在々其立毛之上ニ而、百姓共堪忍続以様可申付事

この麦年貢の徴収は、清正の法令のなかでも重要なウエイトを占めており、他の条項にも「麦年貢納ニ付、代官之外ニ、何々諸役申付者以共、槌之墨付無之者、其在所之代官へ引合、其上を以、何々諸役可相調事」「麦年貢定物成之所、我々直ニ相定、書付を在々肝煎ニ相渡以外ハ、少も不可有別儀以」と述べている。

この麦年貢は、検地を行ったうえ3分の2の定物成を定めた畑方の本年貢に相当するもので、石高制の原則に依拠しているという点において、秀吉の田方麦年貢徴収とは性格が異なるものであり、ことのほか麦年貢が重要視された事情は、九州の一大名としての加藤氏のおかれた特殊な条件によるもので、これを秀吉の田麦年貢徴収の先駆的形態とみなすような評価は誤りであろう。それは、森山恒雄氏の研究が示す通り、この麦（小麦）は国内で消費されるのではなく、長崎市場において高相場で売却され、代りに軍需品を購入するという、清正が採用したルソン貿易政策のなかで大きな比重を占めていたのである。米年貢の未進分の徴収に麦をもってあてるという事情も、いかに清正が麦年貢の確保に腐心したかということを反映したもので、全体の年貢徴収体系のうち麦年貢のもつ意義の大きさを予想させるものである。それに、肥後は全体として畑地が多く、^②山間地域に土豪の大経営の残存が著しいといった農業生産体制にもとづいていることも言うまでもない。したがって、清正が天正16年の肥後入国に際して実施した高率の麦年貢の徴収は、あくまで清正のおかれた特殊な状況に由来するものであり、その内容からみても、秀吉の田麦年貢三分一徴収とは全く性格を異にするものと考えらるべきである。

また、安良城盛昭氏は、石高制にもとづく米納年貢制の特質と、秀吉の全国統一の政治過程の問題などから、米（兵糧）と大豆（馬の飼料）とを重視しておられるが、^③麦についての言及が無いことは、麦が兵糧米に不適當であるので、年貢として特に大量の徴収をはかる必要はなく、田（米）や畑（大豆）の裏作として栽培されていたという事情によるものであろう。いずれにせよ、慶長2年4月に秀吉が發布した田麦年貢三分一徴収の指令は、この時期の農民法令として極めて異例なものであり、内容的にみても、石高制の原則にもとづかない、異質の要素を含むものであったということは、ほぼ明かであろう。

① 松尾神社文書（三）（史料編纂所・影写本）

② 日下文書（同上）

③ 知恩院文書（三）（同上）

④ 等持院文書（同上）

⑤ 大日本古文書・家わけ・大徳寺文書（一）110号

⑥ 義演准后日記・巻二（慶長2年4月13日条）

⑦ 上坂文書（一）（史料編纂所・影写本）

- ⑧ 岩崎貢氏所蔵文書(同上・写真帳)
- ⑨ 中村不能斎採集文書(四)(同上・筆写本)
- ⑩ 滋賀県史・第5巻・363頁
- ⑪ 浅野家文書・270号・271号 ほか
- ⑫ 義演准后日記・巻二・慶長2年4月19日条に「高麗国成敗トテ十萬騎近日渡海被仰出」とある。
- ⑬ 毛利家文書(三)1115号,なお大名領に対しても,五人組・十人組の連判を差出すべきことを命じていることは,たとえば佐竹文書(二・乾)(史料編纂所・影写本)などからも明かである。
- ⑭ 岡本文書(二)(史料編纂所・影写本) なおこの文書は欠年であるが,慶長2年のものであることは,のちに示す論拠によって明かである。
- ⑮ 日本賦税(内閣文庫)に記された数字では,総高26万3887石に対して蔵入高は5万5173石5斗となっており、『大日本租税志』中編所収の数値と一致する。蔵入地の割合は約2割であるが,その他の部分は,比較的禄高の小さい織豊取立大名や,直臣的存在の給人に分与されていた。
- ⑯ 加藤清正の肥後での領知高は25万石と記述したものもあるが,「加藤清正家蔵書」(史料編纂所・謄写本)所収の天正16年閏5月15日付の秀吉朱印状によれば,知行高は19万4916石で,そのうち小代氏(与力)や国侍に扶持すべき分を差引いた17万5千石が,清正へ「其方身宛被下分」となっている。
- ⑰ 北里文書(史料編纂所・影写本)
- ⑱ 森山恒雄氏「豊臣期海外貿易の一形態——肥後加藤氏領における関係史料の紹介——」(東海大学文学部紀要・第8輯)
- ⑲ 清正の年貢生産体系全般にわたる問題については,森山氏が別稿を予定しておられる由であるが,それによって,この麦年貢の位置づけも明かにされるであろう。
- ⑳ かなり時代は下るが,享保7年2月の「諸国田畑町歩并人数覚」(東大図書館)によれば,肥後国は田方約3万6698町に対し畑方は3万7501町余と,畑地の方が面積が大となっている。なお,肥後のほかに九州で畑地の面積が田方を上廻っているのは,老岐・対馬の2島を別とすれば,豊後・大隅の2ヶ国のみである。
- ㉑ 安良城盛昭氏『太閤検地と石高制』(NHKブックス)

2. 田麦年貢三分一徴収の撤回

しかしながら,この田麦年貢三分一徴収の方針は,すぐに中止せざるをえなかった。欠年の8月22日付で,秀吉の五奉行が連署して杉原長房に宛てた書状は、次の通りである。

「諸国御蔵入并御給人方田麦年貢事,可召置之旨最前雖被仰出、百姓迷惑仕由被聞召之間、被成御免許之条、被得其意、百姓共ニ可被申聞、恐々謹言

八月廿二日

長大

正家 花押

石治少

三成 花押

増右

長盛 花押

浅弾

長政 花押
 徳善
 玄以 花押

杉原伯耆守殿 御宿館

この文書は欠年であるが、五奉行が揃って連署している書状であることが、年代推定の手懸りを与えてくれる。それは、慶長4年閏3月に石田三成は、政権内部の争いに敗れたため、居城の近江・佐和山へ退いているからである^②。管見の範囲での五奉行連署状の最後は、同年2月18日に杉原長房に宛てて、播州三木郡の蔵米1300石を大坂へ送るべきことを、重ねて指示した文書^③であり、そのときの杉原長房は但馬国豊岡城主で2万石を領し、播磨国三木の城代を兼ねていたのであるから、内容的にも符合する。一般に知行方・蔵入算用などに関することがらは五奉行の専決事項とされているが、その後の石田三成は、これらの決定に関与していない。同年閏3月23日に、秀吉の置目に従って妻子を伏見におき、大坂城の番役・普請役などの奉仕を行うべき旨を諸大名に指示した文書^④は、三成を除いた4人の奉行が連署したものであり、5月11日に五大老が連署して5ヶ条の禁制を申し合せているが、その宛所は4人の奉行で、三成は除外されている。また6月6日に、大坂蔵米500石を伏見作事入用として石川備後守に渡すべきことを宮木豊盛に命じた書状^⑤も、やはり4人の奉行が連署したものである。それ以後も、当然のことながら石田三成の署名は文書の上からは見出せない。したがって、この8月22日付の五奉行連署状の年代は、慶長3年をおいては、他に考えることができないのである。

したがって、田麦年貢三分一徴収の法令は慶長2年4月12日に発布され、慶長3年8月22日に撤回されたことが明かとなった。実際に田麦年貢の徴収が試みられたのは僅か1年間であり、政策としては完全に失敗であったと言わざるを得ない。撤回の理由については「百姓迷惑ニ付」とのべているが、石高制の原則によらない年貢増徴策が、小農民の激しい反撥を招いたことは容易に想像されよう。通常の、石高制を前提にした年貢増徴策ならば、年貢の免率決定権を有する給人が、免率の引上げを行えばよいわけで、豊臣政権が、体制の重みとして給人知行権を支えていることの意味は、小農民の年貢減免要求＝給人への年貢率引下要求に対して、領主側の階級的利益を擁護する為であり、決して給人の年貢免率決定権を掌中に収めようとするものではない。一般に豊臣政権下の年貢が2公1民制であると言われているが、これは決して定免的な意味をもつのではなく、年貢の「損免出入」に対処するための紛争処理規定で、小農民の年貢減免要求という、石高制下における小農民の主要な闘争形態に対して、給人のもつ個別的な知行権を保護し、紛争処理の方法を明示することによって、領主的対応をはかった結果なのである^⑥。

田麦年貢三分一徴収の方法が、石高制の原則に反しているということの具体的根拠は、たとえば太閤検地の「検地条目」の規定さえも無視しているということである。文禄3年検地条目の第7条に「在々之上中下并并懸り麦田日損水損、念を入見分、斗代可相定事」とあるように、麦田＝

田の裏作に麦を栽培することは、斗代＝石盛を決定する為の一要素とみなされ、麦の収穫量に相当する部分は、それだけ石盛を高くすることによって、石高の数値に織りこまれていたのである。たとえば、やや時代が下るが、慶長14年の美濃国の検地の一例では、上田が1反につき石盛1石4斗に対し、麦田と表示のあるところは、石盛が1石5斗と、やや高くなっている。この差額の1斗分が、裏作の麦の収穫量を一定の方法で石高に換算した数値で、石高制にもとづく米納年貢制の本質から考えれば、これが全く妥当な方法なのである。江戸時代において検地条目が最初に制定されたのは慶安2年(「条令拾遺」所収)であるから、それまでの期間は、太閤検地の検地条目に示された方針が、ほぼ適用されていたとみられる。したがって、この美濃検地にみられる麦田の石盛法は、太閤検地の原則にしたがったものとみてよいであろう。なお、天正17年10月の美濃国検地条目では、上田は1石5斗代となっている。

また、撤回の日付が、実は秀吉の死の4日後であるということも、偶然のことがらとはみなしえない。慶長3年8月18日に秀吉は死ぬが、その直前の伏見は「今度下々之者雑説申、切々懸懸以之段、無是非義以」と五奉行がのべているように、非常に険悪な空気がただよっていた。朝鮮役の強行によって、小農民に一層の年貢諸役の搾取がはかられ、石高制にもとずいた収奪がほぼ限界に達しているうえ、石高制の原則によらない田麦年貢の徴収は、封建地代の原則から小農民の必要労働部分と確認された、再生産を営むために必要不可欠な生活資料に、収奪の手がのびて来たことを意味する。これは全くの年貢の二重取で、小農民にとって死活の問題であるが、そればかりでなく、小農民の年貢減免要求という当時の基本的な階級斗争に、質的变化を与える契機ともなったのである。それは、小農民の年貢減免要求が、石高制を前提としたものであるかぎり、年貢の免率決定権を有する給人に対してなされる筈であるから、それがいかに激化しようとも、個々の事象としては局地的な性格を脱することはなく、小農民の闘争が横にひろがる契機とはなり難い。そして、給人ごとに年貢搾取の実態や方法に相違があるからこそ、小農民は「逃散」という形態で他領へ移動し、より有利な条件を獲得することも可能であったのだが、闘争形式はあくまで個別分散的であった。しかしながら、田麦年貢三分一徴収のような、石高制の原則によらない全国一率の基準による収奪に対しては、小農民の年貢減免要求の対象は、もはや個々の給人ではなく、直接に豊臣政権にむけられるべき筈で、小農民の階級的利害も、その限りでは一致せざるをえない。もちろん、豊臣政権下の小農民の存在形態から考えて、たとえば近世後期の畿内にみられるような広域闘争(国訴など)を想定することは全く不可能なことではあるが、石高制下の小農民の、個別分散化した年貢減免闘争を、相互に連繫をつける契機となりうるという事実は否定できないであろう。秀吉の死という事態に、予想しうる領主間矛盾の激化は、場合によっては直接的な階級矛盾の一層の激化を誘発しかねない状況にあったと思われる。豊臣氏の五奉行が、秀吉の死を契機に、田麦年貢三分一徴収という、石高制の原則を否定した年貢増徴策を「百姓迷惑ニ付」という理由で撤回したことの理由は、たんなる豊臣政権の経済的基盤の強弱の

問題をこえた、政治史的要因が存在しているといえよう。

- ① 中村不能斎採集文書(九)
- ② 義演准后日記・巻四、慶長4年閏3月10日条に「石田治部少輔江州サヲ山ノ城へ隠居、大名十人トヤラシ申合訴訟云々、内府家康異見云々」とある。
- ③ 村上大憲氏所蔵文書(史料編纂所・影写本)
- ④ 寛政重修諸家譜・巻503
- ⑤ 宮部文書(乾)・竹中文書(史料編纂所・影写本)
- ⑥ 毛利家文書(三)1116号
- ⑦ 浅野家文書 108号
- ⑧ 拙稿「豊臣期給人知行権の一考察」(名古屋歴史科学研究会「歴史の理論と教育」19号)
- ⑨ 田園地方起原(『日本経済大典』第33, 372頁)に収められた伊勢国検地条目, その他。なお, 同年の島津領に対する検地条目は, 当然のことながら, これとは全く異っている。
- ⑩ 慶長14年, 美濃国池田郡(現・揖斐郡)脛永村検地帳。吉村躬穂氏の卒業論文(昭和45年度)による。なおこの論文は, 近く発表される予定である。
- ⑪ 成實堂古文書・片桐文書(一)(史料編纂所・レクテグラフ)
- ⑫ 中田文書(同上・影写本)

3. 法令の適用範囲と施行方法

田麦年貢については、中世以来、不課の原則が貫かれていた。古くは有名な文永元年の、水田の裏作麦への課税禁止令^①があり、麦が史料上に出現するのは、畑地や屋敷の年貢としてであり、田の裏作麦への直接的な賦課は殆んど行われなかったとみられる^②。近世前期においても事情は同じで、農民の食料の大部分を供給するものとして、表作の米の殆んどは貢租として収奪される反面、裏作の麦は農民の取分として意識されるようになった。田の裏作麦をめぐる領主と農民の利害の衝突は、この時期における小農民の階級闘争の所産であり、農民は自らの取分となる裏作麦に力をそそぎ、これを拡大して稲作の収量の減少をきたすので、領主は田麦の裏作に対して消極的な態度をとった模様である^③。慶安2年に藤堂藩では屋並改を実施して領内の生産力把握につとめるのであるが、その際に麦の裏作制限令を發布し、田麦の3分1から4分1の削減を命じている^④。そこでは田麦の作りすぎによって稲作のための必要水量の確保が困難になった事情がのべられ、水不足のため田が不作となっても年貢減免はしない旨を大庄屋へ申渡している。

このような中世から近世の農政の展開のなかで、田麦年貢三分一徴収の試みが、全く異質の性格をもっていることは改めて言うまでもない。たとえ一ケ年で撤回されたとはいえ、この試みが日本全土に対してなされたものか、直轄領や畿内周辺地域など、限られた範囲にのみ適用されたかは、やはり問題にしなければならない。それは、江戸時代においても、日本全土に対して一様に、租税の性格をもった賦課法は殆んどとられていなかったからである。年貢＝地代のほかに種々の附加税があったが、たとえば高掛三役は幕府領に限られており、夫米・夫金なども地域によりさまざまな形態をとっていた。河川堤防の修築費や朝鮮使節をまかなう為の費用は国役金とし

で徴収されたが、これはあくまで臨時的な性格をもち、対象となる地域も限定されたものであった。ただ、宝永5年閏正月の法令^⑥、富士山の大爆発のため、武蔵・相模・駿河の3ヶ国が非常な被害をうけたので、「砂積り川村々御救済之儀」という名目で、寺社領を除いた全国の御料・私領に対し、高100石につき2両ずつ上納することを命じた例があるが、これは極めて特殊なケースであり、一般的には全国一斉に一率の方法で課税を行った例は無かったといってよい。しかも、高掛三役や国役金は、いずれも石高に対して一定の割合で徴収するのであるが、田麦年貢は収穫高の3分の1を徴収するので、したがって二重の意味から石高制の原則に反するものであったといえよう。

田麦年貢三分一徴収の指示が、大名領にも実際に行われていたことを示す史料は存在する。慶長3年11月23日に島津家久・義弘・義久の3名が連署して、鹿児島ほか2ヶ所の国元に宛てた5ヶ条にわたる「条々」の第4条は次の通りである^⑦。

一、麦年貢之儀、可召置と申へ共、分国内も御ゆるし川之間、三人蔵入分之儀も、去年納麦をはしめ、永代とるましき事

ここでの麦年貢は、「田麦」とは記されていないが、文意からみて、秀吉からの田麦年貢三分一徴収の指令と、それがすぐに撤回された事情を伝えていることは明かであり、年代的にも全く符合する。これによって、島津氏の領国にも、この一連の法令が適用され、領国内において一応の年貢徴収の試みがなされたことが明かとなった。ただ、もともとこの法令の忠実な履行は思っていなかったらしく、撤回指令が出たことに安堵し、前年の未進分の徴収も全く考えていない様子がみられる。なお、田麦年貢の徴収は別個に帳を作り、通常の年貢とは区別して処理されたらしく、この時期の蔵入算用状には、田麦年貢の記載は見出せない^⑧。

島津領のような九州の辺境地帯においても田麦年貢の徴収が行われたということは、この法令が蔵入地・寺社領だけでなく、大名領や給人知行地まで含んだ全国一円に施行されたということの意味する。豊臣政権の末期の法令にみられる「天下領知方儀」「諸国」などの言葉は、必ずしも誇張した表現ではなく、知行形態の相違を超越し、全国土に対してみずからの行政権の及ぶところを明かにしたものだといえよう。田麦年貢三分一徴収は、もはや地代ではなく、地代形態をとりながら、租税としての本質を帯びたものであるということは明白であろう。

① 中世法制史料集・鎌倉幕府法、221頁

② ③ 古島敏雄氏『日本農業技術史』ほか

④ 宗国史(下)816頁

⑤ 御触書寛保集成 1399号

⑥ 薩藩旧記雑録・後編巻43

⑦ 慶長2年～4年の時期の蔵入算用状。たとえば「河州泉州内御蔵米御算用状事」(下条文書)、讃州内御蔵米御算用状事(生駒家宝簡集)、「御代官所御物成御算用之目録」(秋田家文書)など。

⑧ 文禄4年8月3日、隆景・輝元・利家・景勝・秀家・家康の6人の大老が発布した「御捷追加」の第3

条(浅野家文書266号)。この条項は所務規定であるが、解釈については前掲拙稿参照。

- ⑨ 天正16年7月8日の有名な刀狩令・海賊禁止令にみられるが、これは、当時秀吉の支配権の及んだ地域を漠然と指す言葉であろう。
- ⑩ 法令の適用範囲と現実の施行とは、一応区別して考える必要があろう。同じ大名領にしても、外様大名の領国と織豊取立大名の領国とでは、豊臣氏の法令の滲透度に差異があったと思われる。とくに徳川氏の領国内に秀吉の法令(たとえば刀狩令)が現実に行われたことを示す史料は殆んど無い。このことは豊臣政権の性格を考えるうえで一つの問題点となるであろう。

4. 地代形態の租税—給人知行権否定の方向—

たとえ短期間にせよ、中央権力が大名領も含めた日本全土にわたって、収穫高の3分の1という基準をもって徴収をはかった田麦年貢は、もはや地代ではなく、地代形態をとった租税の本質を有するのであるが、ここで想起されるのは、“資本制地代の発生史”^①のなかでアジアにおける封建的土地所有について論及したマルクスの有名な指摘である。そこでは、土地所有者たると同時に主権者として、直接生産者で労働力提供者である「農奴」に対応する者が、私的土地所有者ではなく国家である場合には、地代形態以外の租税は存在せず、その場合の国家主権は「国民的規模で集積された土地所有」であるという意味のことが述べられている。もちろん、土地領有にもとづく支配から自らを分離し、統一的公権をもって国民から強制的に徴収する租税によって維持される「租税国家」^②と異なることは言うまでもない。基本的な年貢徴収においては、石高制にもとづく封建的土地所有の原則は維持されており、土地領有制の廃止につながるものではない。しかしながら、個別的領有権を中央権力に集中し、みずから統一的土地領有権者となり、石高制を前提とした土地所有の位階制的構成における中間項を整理し、大名領主権・給人知行権を否定する方向に発展すべき性格を有しているのである。幕藩体制社会の本質を「集権的封建制」と規定するとき、それはヨーロッパの如き、古典荘園を基礎にした封建的共同体内部における社会的分業の発展の結果、領有と土地所有の両原理の分離を前提とした新たな領主制^③とは異って、石高制にもとづく位階制的な土地所有を前提とした知行制度、つまり大名領主権・給人知行権の一定の自立性を内包し、封建小農の剰余労働(生産物)を地代形態で搾取することによって存立する集権国家なのである。したがってこれを「国家的土地所有」と規定することには、若干の留保条件をつけなければならない^④。しかしながら、田麦年貢三分一徴収にみられる方向は、大名・給人等の個別領主権を否定し、知行制度を形骸化するものである。その場合の個別領主権とは、中央集権に対比される意味での封建的な地方分権制ではなく、統一的知行体系に包摂され、本来の在地領主としての性格は失っているものの、統一権力の公権に吸収されつくさず、一定の知行権を有する自立した存在なのである。封建的土地所有の原理を全国土におしひろめ、統一的封建的知行体系を確立して中世的な在地領主制の原理を克服した豊臣政権は、そのなかに、絶対主義の萌芽ともいふべきものが、たとえ挫折したにせよ——そのことに一層重要な意味が含まれることは勿

論であるが——、見出されることのもつ意味を考えなくてはならない。

研究史のうえで、かつて服部之総氏が提起された「初期絶対主義^⑥」の問題は、改めて検討すべき内容を含んでいるように思われる。

周知のように氏の所説は、応仁の乱以後の下剋上の社会における商品経済の発展を背景に、土一揆・一向一揆に示される「農民戦争」と、倭寇から秀吉の朝鮮出兵に至る「海賊的商業」という、内外の二つの契機をもって、戦国末から近世初頭におけるわが国の社会発展の段階を、ヨーロッパの初期絶対主義の時代に比定すべきものであるというのである。この具体的内容は十分に展開されておらず、しかもこの絶対主義的な発展方向が挫折して「純粹封建国家」に回帰するというシエーマを、具体的な歴史過程の分析をもって示すことなく、たとえば“流産”というような比喩的表現で説明しようとしたため、「政治的にはともかく、社会の経済的発展が人為的に逆戻りすることがありうるであろうか^⑦」といった批判のまえに、論理としては破産したようにみられる。したがって、研究史のうえでは、初期絶対主義論は封建制再編成説の一亜種として位置づけられ、その誤謬のみが強調され、また、極端な場合には、ヨーロッパの史実との比較の基準すら明示せぬままにアナロジーを試みるというような、安易な研究方法を助長するような傾向もあったといつてよい。

しかしながら、服部氏が「日本史的世界と世界史的日本^⑧」という壮大な構想のもとに、「同学の若き人々への問題を含んだ公開状^⑨」として、これを積極的に提示されたことのもつ意味は、果してどう受けとめるべきであろうか。少くとも初期絶対主義という概念は、明治維新とそれによって成立した国家権力の本質を「本格的絶対主義」と規定づけたとき、それとの対比によって成立した概念であり、服部氏の絶対主義論の重要な構成要素となっているものなのである。しかしながら、この問題は、氏の所論の全体の論理構成と切り離して検討され、また、氏の所論の再評価が試みられるに際しても、積極的な位置づけは与えられていないのである。現在、戦前の国家権力の性格規定などの問題から、絶対主義理論の再検討が種々となえられているようであるが、初期絶対主義論のもつ積極的側面を、服部氏の全論理体系のうちに位置づけて検討することも、決して無意味ではないであろう。

初期絶対主義論のポイントは、倭寇一勘合貿易—朱印船貿易と連なる一連の対外発展の動向を生み出した社会発展の激動を、積極的に評価しようとするもので、基礎構造としての荘園制の崩壊や土一揆などは、海寇貿易の外延的条件として評価されている。氏が意図したのは、世界史を形成する一般的歴史法則の日本についての発見が第一の課題であり、決して比較史的な関心によるものではないのである。その点で、個々の史実のもつ意味を十分に分析しないまま、ヨーロッパ史の一般的規定性の中に解消させてしまう弱さをもっていた。このことは逆に、初期絶対主義論を批判する側においても、たとえば中世末期における対外貿易の発展を「遠隔地貿易」の概念で把握するとき、そのこと自体に誤りはないのであるが、複雑な歴史過程のなかに含まれる多

様な要素を主体的に評価するという方向を、みずから閉してしまう結果を招いたとも言うのであろう。秀吉の朝鮮出兵をもって、初期絶対主義時代の対外戦争とみなすような見解は、すでに研究史のうえでは克服された問題ではあるが、中世末の動乱に当って発揮された民衆のエネルギーと、その所産達成との歴史的評価をめざして進められたところの研究動向は、さらに一層の発展が期せられねばならないと思われる。

現在、幕藩制国家論をめぐる中心論点の一つは、鎖国論の問題となっている^⑧。石高制に基礎をおく国家体制が、鎖国を必然化したということについては、すでに幾つかの指摘がなされているが、たとえば朝鮮役との類型的対比や、幕藩制的市場構造論から自明の理として導くような鎖国の必然論ではなく、それに至る歴史過程のダイナミクスを具体的に分析し、それを通じて新たな論理の構築をはからなければならない。服部氏の問題提起は、そのなかで重要な論点を提示しているものと考えられる。

- ① 『資本論』第3部第47章第2節(青木文庫版、第13分冊、1114頁)
- ② 林健久氏『日本における租税国家の成立』(東大出版会)
- ③ 大塚久雄氏『歐洲經濟史』(弘文堂)179頁
- ④ 土地所有の国家的集中、または封建的集中という表現は、かなり実態に則しているように思われる。永原慶二氏「国家的集中と近代化」(現代と思想2号)参照。
- ⑤ 『服部之総著作集』4所収、「初期絶対主義と本格的絶対主義」
- ⑥ 歴史学研究会編「歴史学の成果と課題・1949年度歴史学年報」における尾藤正英氏の批判。(同書・51頁)
- ⑦ この論文は、はじめ「日本史的世界と世界史的日本」と題して、雑誌「世界」1947年11月号に発表された。
- ⑧ 服部氏前掲論文の末尾、『著作集』4、166頁)
- ⑨ 下山三郎氏「服部之総論ノート」(東京経済大学人文自然科学論集、8・9合併号)
- ⑩ 『服部之総著作集』4、160頁
- ⑪ 山口啓二氏「豊臣政権の構造」(歴史学研究292号、35頁)
- ⑫ 代表例としては、山口啓二氏「日本の鎖国」(岩波講座世界歴史・近代3)と朝尾直弘氏「鎖国制の成立」(講座日本史4・幕藩制社会)があげられよう。

5. 荒田没収令の目的

田麦年貢三分一徴収とならんで、豊臣政権の末期に発布された荒田没収令には、前述した問題点と共通するものがあるように思われる。この法令は、文禄5年に発布され、慶長2年に実施がはかられたとみられるが、これを直接に指示した秀吉の朱印状は現存せず、小早川隆景の領国内で、これが施行されたことを示す史料が知られている程度である。その全文は次の通りである^①。

「諸国荒田於有之者、来春従 大閤様御檢使被差下、可被召上之由、就 御下知被仰出条々事

一、年々荒田、二年作取可仕事

- 一、一二年之荒田者、当作之躰ニより、上之分ハ三分一納所、中下田者五分一、又種子食種之作毛ならば、只百姓ニ一円可遣之事
- 付、右荒田ニハ、公役不可有之事
- 付、有躰之納所申付ル田地を、百姓としてあらし置ルを、百姓曲事たるへき条、可有成敗事
- 付、あたハさる年貢申懸ル故、田地あきルハ、それは給主のくせ事ニル条、一かと可有御下知之由ル事
- 一、右荒所納所無之よつき、まゝ年作来る田畠等之事、捨置ルを、其百姓為御法度可被仰付事
- 一、諸村百姓ちくてんの事、不依遠近、先年如御法度、村々不可相抱事
- 一、年貢一円不令沙汰、逐電之者をは、盗人同前ル之条、給主へ返付共、右糺明可有成敗事
- 付、年貢半分も三分一も取沙汰ル者、給主きんみんあり、もとのことく可召返事
- 右条々御定之条、被得其意、別而せんさく肝要ニル、又先年御檢地之時、其所之帳ニ付ル百姓者、縦由緒ル共、他所へ罷退ル事御大法にてル間、堅被仰出ル、少も無綺、もとの所へ可被返付ル、此上難渋ル者、其村之給主并罷退ル百姓共可為同罪ル条、可被加御成敗旨ル、仍下知如件

文禄五年四月廿三日

佐世

佐西郡

石見守

御公領代官中

諸給肝煎中

」

また、翌々4月25日には、「当郡荒田并人沙汰之儀、如此之御下知ル之条、少も無相違様ニ可有撰作之事肝用ニル、隆景様御判之御書出む、広嶋ニ立置ル間、写ルて遣之ル、委趣ハ右之ヶ条ニ相見ル間、不能巨細ル、猶任口上ル、恐々謹言」という書状を、佐西郡の公領私領の代官肝煎中にて、同じく佐世元嘉(石見守)が出している^②。この佐世元嘉は毛利輝元の家臣で、輝元の朝鮮出陣に際しては留守居の元締役をつとめており、領国内の継馬について、秀吉から朱印状をうけている^④。

相対的にみて、この時期の農業生産構造が非常に不安定であったことは、多くの実証研究が示す通り、まぎれもない事実であろう。ただ、それは風水害・旱魃などの自然的条件や戦乱の影響のほか、自立化の動きをすすめている小農民の年貢減免要求が、逃散など顕在化した対領主闘争をとることによってもたらされたという点も見逃してはならない。この法令では、代官・給人に対して所務の厳正化を指示し、恣意的な農民支配を禁止する一方、百姓に対しては、永荒地の開墾については2年間の作取の容認と、一時的な荒地については、程度に応じた年貢減免といった一定の譲歩を、秀吉みずからが約束しているのである。そして、百姓の年貢未進による逃散を禁止

し、田畠の荒蕪する責任を転嫁しながら、もし荒蕪地があれば没収するという方針を打ち出している。書き出しが「諸国荒田於有之者」とあるので、一応は全国一円に指令を発したものと思われ、それは大名・給人に対しては知行召上による蔵入地化、代官に対しては改替処分という威嚇をもって、荒蕪地の開墾を徹底化しようとしたものである。この時期の農民法令のうちに、必ずといってよいほど見出される「菟角田地不荒様可申付事^⑧」「立毛作来田畠荒れ百姓有之者可為曲言事^⑨」といった文言は、耕地の荒蕪が領主階級にとって、もはや看過することのできない重大事態であるということ、代官・給人および百姓に対して告げているのであり、小農民の生産諸条件の確保をめぐる闘争に対しては、耕地の拡大や安定化をはかるといった一般的な勸農政策の枠をこえて、階級的な対処を迫られる深刻な課題であったことを意味するものである。

そうだとするならば、このような小農民の抵抗に対する領主的対応の意味をもった「荒田没収令」は、いかなる論理にもとずいているのであろうか。一般的にいうならば、荒蕪地に対して領主権の存在を主張することの根拠の問題である。朝尾直弘氏は、「無主荒野地は荘領」という荘園制的山野領有の一般的原则^⑩を引用して、これが旧体制の思想にもとづくものであり、こうした古いイデオロギーに頼らざるをえない豊臣政権の弱さを強調しておられる。しかしながら、荒田没収令の背後にあるものは、律令制的な土地国有思想であらうか。問題は、豊臣政権が集権体制を強化していくに際して、古代的な専制国家としての様相を帯びていったのか、さもなければ、田方麦年貢三分一徴収にみられるような、仮の表現でいうならば、初期絶対主義的な動向を内部にはらんでいったのか、という点に帰着する。

結論的にいうならば後者であらう。荒蕪地に対する直接的な支配権の主張は、特定の歴史段階にあらわれたイデオロギーというよりは、行政権への直接的な帰属^⑪という一般的な意味に解すべきで、必ずしも土地国有制を前提としたものではない。その限りでは、超歴史的な支配者の思想であり、古代・中世的でも近世的・絶対主義的でもない。したがって、問題は、この荒田没収令が直接的に意図したものを、条文のなかから探ることである。

この荒田没収令の冒頭に、荒地の開墾にともなう見返りとして、年貢減免の規定を記しているが、本来ならば、このような措置は個々の給人が行うべき筈のもので、これを直接に秀吉が指示することは、給人知行権の否定につらなるものである。荒地があれば没収すると言明した秀吉の意図は、このことに関連において理解すべきであらう。大名・給人の知行地を没収して蔵入地化するという方針は、この法令が直接に目標としたというよりも、彼等のもつ個別領主権を秀吉のもとに集中するための口実として用いられたのではないかと思われる。残存史料の欠如から、実証的に明かにすることはできないが、翌年(慶長2年)に秀吉が諸国に検使を派遣して荒田の調査を行い、没収して蔵入地化したという事実は、殆んど無かったものと考えられる。もちろん、全国统一が完成した頃から、家臣に給付すべき“知行の源泉^⑫”としての蔵入地が減少し、全領主階級の再生産維持に困難をきたしたであろうという事実は否定すべくもない。しかし、慶長3

年蔵納目録を分析した実証的研究を通じて知るかぎり、秀吉の蔵入地は、量的にも中央権力の蔵入地としての規模を有し、全国的な分布状況を前提とした畿内近国等への集中度の高さなどからみて、蔵入地の絶対的減少を過度に評価することはできないものと思われる。

荒蕪地の開墾を通じて給人知行権を否定するという動向は、文禄2年の尾張における秀吉の法令^⑧のなかに明瞭に認められる。これは、事実上は秀次の直轄領となっている尾張に対して、秀吉が直接的な支配を及ぼそうという、文禄4年の「秀次事件」の前段階を劃すものとして知られており、「尾張国中在々すいびせしめ、田畠荒れ被及御覽、上様御生国にては、別而不便思召、郡々へ御郡奉行被遣は条、何にても迷惑仕儀有之者、具可申上事」ではじまる全9ヶ条にわたる法令であるが、その第6条は次の通りである。

一、三ヶ年間、諸給人手前をも上様被成御代官、百姓めいわく不仕様に被仰付、給人くんや
く(軍役)をも半役に被仰付、給人も百姓も成たち様ニ可被仰付事

ここでのべていることは、給人の軍役を半減する代りに、3ヶ年という期限つきではあるが、秀吉みずからが代官となることによって、給人知行権を剝奪するということである。もちろんこの法令は、極めて特殊な状況下において発布されたもので、直ちには一般化して考えることはできないのであるが、豊臣政権末期における個別領主権否定の方向が、荒地開墾を通じて秀次の権力削減をはかろうという秀吉の特殊な政策のうちにも、はっきりと貫かれているという点は否定できない。なお、尾張における荒地の調査は、秀吉・秀次の双方から奉行人が派遣され、秀吉側の圧倒的な主導権のもとに田畠の荒地・空屋敷等の調査がすすめられ、開墾のための労働力として、全国から陰陽師が集められているのである^⑩。

①② 野坂文書・十一(史料編纂所・影写本)

③ 中村文書(同上)

④ 萩藩閥閥録・卷十ノ六(刊本・卷一・261頁)

⑤ 代表例としては、朝尾直弘氏が河内国丹北郡更池村の文禄3年の太閤検地帳と延宝6年の幕府検地帳をもとに、耕地の状況を復元して比較検討されたこと。同氏「豊臣政権の基盤」(歴史学研究292号)

⑥ 石高制下における小農民の基本的な闘争形態は年貢減免要求であり、強訴・逃散・土豪一揆など顕在化した対領主闘争は、これとの関連において理解しなければ、結局は非歴史的な評価になると思われる。たとえば、深谷克己氏「幕藩制国家の成立と人民闘争」(歴史評論1970年8月臨時増刊号)は、小農民が生産点を放棄するという闘争が、いかなる意味で階級的成長につながるかという点の論理的な説明に乏しく、たとえば代官・給人の非分を農民が直目安で訴え出ることを“抵抗権の部分的容認”というような評価をしておられる。

⑦ 浅野家文書・266号、文禄4年8月3日「御掟追加」の第3条

⑧ 竹中氏雑留書(史料編纂所・謄写本)所収、天正14年3月21日「条々」の第3条。なお、このような表現は、他の史料にも多くみられることは勿論である。

⑨ 永原慶二氏「荘園制支配と中世村落」(一橋論叢47巻3号、63頁)

⑩ 朝尾直弘氏「豊臣政権論」(前掲・188頁)

⑪ 松好貞夫氏「所謂土地国有的観念について」(社会経済史学20巻2号)

- ⑫ 朝尾氏・前掲・187頁
- ⑬ 山口啓二氏「豊臣政権の成立と領主財政の構造」(『日本経済史大系』近世上)
- ⑭ 辻一氏所蔵文書(『清洲町史』588頁所引)なお、小島広次氏による詳細な分析研究が付けられている。
- ⑮ 『駒井日記』文禄2年12月2日条、その他、(『改定史籍集覧』第25冊所収)

むすびにかえて

田麦年貢三分一徴収と荒田没収令は、豊臣政権の末期に行われた政策であるが、それが意図するところは、ともに給人の個別領主権を秀吉の手に吸収し、全国的な統一的土地所有者としての自己を確立することであったと思われる。それは、自らがはじめて採用した「石高制」の原則にも反するものであった。石高制にもとづく土地所有の位階制的編成は、知行制度を必然化させるのであるが、天正初年以来、個別の在地領主的存在のうちから、服属した小領主との間に石高制による知行関係を取り結ぶことによって権力構造を築きあげ、遂には全国の諸大名すべてを、統一的封建的知行体系のもとに支配することに成功した豊臣政権は、その知行体系の完成によって、封建的ヒエラルヒーの頂点に立ったのであるが、そのときは同時に、みずからが権力基盤としている石高制の原理と異質な要素を、内部に生み出していたのである。

田麦年貢三分一徴収などにみられる給人知行権否定の方向は、重層的な土地所有の構成において、中間項を消去し、構造を単純化するもので、石高制にもとずいた知行制度を形骸化させるのである。石高制下における大名・給人は、統一権力としての豊臣政権(幕府権力)の知行体系のもとに包摂されており、戦国大名制下の在地小領主とは異り、またヨーロッパの封建領主のごとき、領域内における行政・司法・軍事等に「無限の権力」をもった存在ではないことは勿論であるが、しかもなお一定の自立性をもち、中央権力に吸収されつくさない知行権を有していた。その最も重要なものは、農民支配の基幹をなす年貢免率決定権であったと思われる。その意味から田麦年貢三分一徴収は、給人の年貢免率決定権を剥奪し、全国一率に石高制の原則を無視して施行しようとしたもので、それは、地代の形態をとりながらも、本質的には租税としての性格を有するものであった。したがって、豊臣政権の末期には、いわば絶対主義の萌芽ともいえるべきものを、内部にはらんでいたものとみなしうる。ただ、この方向は挫折したのであり、その間の歴史的事情については、先述した通りである。

断っておくが、内部に異質な絶対主義的な萌芽を一時的にはらんだということは、その政権が本質的に封建的権力であると評価することを、いささかも妨げないのであり、まして、豊臣政権を初期絶対主義的権力であると主張するものでは決してない。豊臣政権は紛れもない封建的権力であり、戦国大名制下の在地領主制の原理を打破し、石高制にもとづく統一的封建的土地所有体系を確立し、わが国の幕藩制国家の基礎を築いたという歴史的意義を有するのである。このことは、幕藩制国家を論ずるにあたって第一に考えるべきことがらであり、基本的な点においては、豊臣政権と徳川政権との間に、基礎構造・権力構造の両面とも、なんらの断絶も認められないの

である。ただ、両政権はそれぞれに、特殊な成立過程をもち、各々が置かれた歴史的條件に差異があることは当然であり、それが特有の異った政治的立場をとらせたことは当然に予想されるのであるから、両政権の相違点を最初から前提にして立論する方法（たとえば豊臣政権＝過渡的政権論）では、両政権の差が「差」としてしか認識できないことになり、幕藩制国家の本質を、より豊かなものとして把握していく方向に、かえって途をとぎす結果を招くものと思われる。

戦国期から近世初頭にかけての全社会的な構成が、兵農分離の過程を経て、いかなる転化発展をとげたかを考えるとき、僅か20年にすぎない豊臣政権の短かい歴史過程の総体は、いわば「連続」と「断絶」が相互にからみあって展開された、大きな歴史的転換の過程であり、完成された幕藩体制社会の分析によっては知ることのできない、多方面への発展の芽を内包した特殊な性格を有したものと思われる。とくに豊臣政権は、石高制にもとづく統一的封建的土地所有体系の確立によって、在地領主制の原理を否定したことに歴史的な意義を有するのであるが、その在地領主制原理の否定のしかたのうちに、石高制の原理と異質な要素を胚胎させたのである。本稿でとりあげた「田麦年貢三分一徴収」と「荒田没収令」は、その具体的な表現にほかならない。ただ、豊臣政権および、それに継起して成立した幕藩体制は、そのような「異質の芽」を、可能性としては内包しつつも、石高制の原則にもとずいて、内部に大名領主権・給人知行権の一定の自立性を保持しながら、最後まで自己を貫徹させた封建的権力であるという点に、大きな歴史的意義を有するのである。幕藩制国家の構造的特質を追求する試みは、このような観点をも含めて、多面的な史実を具体的・網羅的に検討することを通じて行われるべきであると考えられる。